

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**条 例**

- 福島県税条例等の一部を改正する条例 一
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 三
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 四
- 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 五
- 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県児童相談所条例の一部を改正する条例 五
- 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例 五
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 五
- 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 六
- 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 六
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 六

## 条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童相談所条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

### 福島県条例第三十六号

#### 福島県税条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の四の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。  
 第三十一条の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

附則第五条の四の二第一項各号列記以外の部分中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第五条の四の三第二項の表附則第五条の四の二第二項第二号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第二項の表以外の部分及び同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改める。

附則第十六条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第二十四条第一項を削り、同条第二項中「第五条の四の二第二項及び第三項並びに」を「第五条の四の二第三項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第五条の四の三第三項」を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは「を「令和三年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

#### 第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第三十一条の三第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第四十条第七項及び第八項中「第四十条の七第一項に規定する申告書と併せて」を「当該家屋の取得の日から六十日以内に」に改める。

第四十条の三第六項及び第七項中「第四十条の七第一項」の下に「本文」を加える。第四十条の七第一項に次のただし書を加える。

福島県知事 内堀 雅 雄

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第四十条の七第一項第四号中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「前項の申告書に」を「当該不動産の取得の日から六十日以内に」に、「添付」を「知事に提出」に改め、同条第三項中「ときは」の下に、「第一項ただし書の規定にかかわらず」を、「対し」の下に「申告又は」を加え、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四十条の十三第七項中「第四十条の七第一項」の下に「本文」を加える。  
 第四十条の十四第二項中「第四十条の七の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを」を「当該土地の取得の日から六十日以内に、」に改める。  
 第四十条の十六の三中「によつて」を「により」に改める。

第四十条の十六の八第二項中「第四十条の七の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せて（当該不動産の取得について）」を「当該不動産の取得の日から六十日以内に（に）改め、「これを」を削る。

附則第九条の四第二項中「当該施設」を「同項に規定する施設（以下この条及び第四十条の十六において「施設」という。）に、「により当該土地」を「当該土地の取得」に、「により当該施設」を「当該施設の取得」に改め、同条第五項中「当該改修工事対象住宅」を「同項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第四十条の十六において「改修工事対象住宅」という。）」に改め、同条第七項中「当該改修工事対象住宅用地」を「同条第四項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第四十条の十六において「改修工事対象住宅用地」という。）」に、「第四項」を「第六項」に改める。

附則第十三条の三第二項を次のように改める。  
 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第十九条の二の二第二項中「第十項」を「第七項」に改める。  
 附則第十九条の四第一項中「及び次条」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

附則第十九条の五第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「法第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税

法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限り」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「年の末日の属する年度の翌年度の県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（法附則第三十五条の二の六第八項の規定において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に、「年度分の県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限り）」を加え、同条第四項中「第六項から第十項まで」を「第五項から第七項まで」に改める。

**附 則**

**（施行期日）**

**第一条** この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四条の規定 令和五年四月一日

二 第二条中福島県条例第二十七条の二及び第三十一条の三第一項ただし書並びに同条例附則第十三条の三第二項、第十九条の二の二第一項、第十九条の四及び第十九条の五の改正規定並びに附則第三条の規定 令和六年一月一日

**（県民税に関する経過措置）**

**第二条** 第一条の規定による改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）第三十一条の五第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十一条の五第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の福島県条例（以下「旧条例」という。）第三十一条の五第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第五条の四の二第二項から第三項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増築等をした家屋（当該増築等に係る部分に限る。第五項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の

所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第四項及び第五項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第五条の四の三第二項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第五項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第五項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第二十四条第一項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第五条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第二十四条第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の福島県条例（以下「六年新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 六年新条例附則第十九条の五第三項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、同項中「」について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る福島県条例等の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第三十五号）第二条の規定による改正前の福島県条例附則第十九条の五第三項に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。））」と、「」について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）  
**第四条** 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の福島県条例第四十条、第四十条の三、第四十条の七、第四十条の十三、第四十条の十四、第四十条の十六の三及び第四十条の十六の八の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**第五条** 福島県条例等の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。  
 第二条のうち、福島県条例第三十一条の五第一項の改正規定中「第三十一条の五第一項中」の下に「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。  
 （税 務 課）

**福島県条例第三十七号**

**福島県税特別措置条例の一部を改正する条例**

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の七各号列記以外の部分中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。  
 2 新条例の規定は、適用日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。  
 （税 務 課）



福島県条例第三十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次のいずれかに」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに」に、「常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）を「もの」に改め、同号ア(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「二歳」を「当該子が二歳」に改める。

第二条第四号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしていない非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ウを削る。

第二条の三第三号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしていない場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

第二条の三第三号中イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこ

れに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日（以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二号第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしていない場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日（以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号中「任期の末日を」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二号第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二号第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第八条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に提出されている改正前の職員の育児休業等に関する条例第八号第六号の規定による育児休業等計画書は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第八号第六号の規定による育児短時間勤務計画書とみなす。

(人事課)

福島県条例第三十九号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成六年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号ア中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号イ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第六条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「五円二銭」を「五円十八銭」に、「三十七万五千五百円」を「三十八万六千五百円」に改める。

第九条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(市町村行政課)

福島県条例第四十号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十六年福島県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

本則の表須賀川市の項中「一五七人」を「一六〇人」に改め、同表二本松市の項中「一四三人」を「一四九人」に改め、同表田村市の項中「一三三人」を「一六六人」に改め、同表矢吹町の項中「三五五人」を「三六六人」に改め、同表飯舘村の項中「二九人」を「二八人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第四十一号

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例

福島県児童相談所条例(昭和三十九年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表福島県県中児童相談所の項中「郡山市麓山一丁目一番一号(一部にあつては同市大槻町字西ノ宮西六番地の二)」を「郡山市富田町字町田三番地」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第四十二号

福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道条例(昭和六十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(下水道課)

福島県条例第四十三号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同条第二項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改める。

第四十六条の二第二項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同条第二項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

第四十七条の九の表四十二の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表四十三の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表五十六の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表五十七の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

第四十七条の十三第一項第十二号中「第八十五条第三項、第五項及び第六項」を「第八十五条第三項、第六項及び第七項」に、「第八十七条の三第五項及び第六項」を「第八十七条の三第三項、第六項及び第七項」に改め、同条第二項第五号中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に、「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

**福島県条例第四十四号**

**福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例**

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五項」を「第七項」に改める。

第四条の見出し中「長期優良住宅建築等計画」の下に「等」を加え、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は法第五条第六項若しくは第七項の規定による同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下単に「長期優良住宅維持保全計画」という。）」を加える。

第五条の見出し中「長期優良住宅建築等計画」の下に「等」を加え、同条中「増築又は改築に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「長期優良住宅建築等計画」の下に「（増築又は改築に限る。）又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第一号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(建築指導課)

**福島県条例第四十五号**

**福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

福島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十四年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(企業総務課)

**福島県条例第四十六号**

**福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(病院経営課)